

「更生保護就労支援シンポジウム」開催される

令和6年11月5日(火) 13:30から神戸クリスタルタワー クリスタルホールにおいて、「寄り添い、支え、見守る～誰もが再出発できる社会へ～」のテーマでシンポジウムが開催されました。

冒頭の基調講演では、京都産業大学法学部 法律学科 教授 服部達也氏が「再犯防止推進法に基づく就労支援の課題～地域社会との連携・協働について～」の演題で、再犯防止推進法及び推進計画で社会復帰支援においては受け入れ側の「覚悟」が必要であり、これが国民の一部の人の感情として厳罰化が言われている中で受け入れられるかが課題である。具体的には貧困、虐待、格差、孤立、生活苦等の社会的要因への対応を図っていく必要があり、若者の居場所と出番づくりを進めていく必要がある。と訴えられました。

続いて、パネルディスカッションが実施され、パネリストとして基調講演の教授 服部達也氏、(株)松本商会 代表取締役 松本和也氏、特殊梯子製作所(有) 執行役員 寺本尚代氏、須磨区保護司会 会長 大田厚三郎氏を迎え、コーディネーターを神戸保護観察所次長 藤井淑子氏が務められました。対象者雇用で起こる課題について藤井コーディネーターからの質問にパネリストが答える形で進められました。

今回、特筆すべき話題としては、対象者が積極的に仕事に取り組む姿の紹介があり新鮮でシンポジウムの雰囲気をもよくいたしました。



「矯正施設見学会」実施

令和6年10月11日(金) 13:00から播磨社会復帰促進センターの見学会を開催したところ、8社9名の協力雇用主及び兵庫県職員3名の参加をいただきました。

まず、播磨社会復帰促進センターの施設概況説明に続き、施設見学(生活棟、刑務作業場、居室等)があり、人口減も一因してか収容人員が減少しており、また、20歳～40歳代では、窃盗や覚醒剤の人が多いとのことでした。

意見交換会では、「入所者が取り組んでいる作業は、本人希望で行っているのか。」→本人の希望を考慮したうえで適材適所の作業に配属している。「作業をするとお金は支給されるのか？」→支給される。「入所した際の所持金はどうなる。」→現金は所持できないので官が預かり、出所時に返却される。「前歴等により釈放後に銀行口座を開設する事が出来ない。」→現在対応策実施に向けて検討されている。



この広報誌「更生保護就労支援だより」は兵庫県からの委託事業により作成されています。



更生保護就労支援だより

兵庫県就労支援事業者機構



発行先 特定非営利活動法人
兵庫県就労支援事業者機構
〒651-0093
神戸市中央区二宮4-7-6 NSビル3階
TEL 078-855-6252
E-mail: hssjk.center@gmail.com

寄り添い、支え、見守る ～誰もが再出発できる社会へ～

兵庫県 産業労働部
労政福祉課長 常陰 朗雄



平素は、本県の産業労働行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。保護司、協力雇用主をはじめ、兵庫県就労支援事業者機構、関係者の皆様には、日頃から更生保護活動にご尽力いただいておりますことに心から敬意を表しますとともに、あらためて感謝申し上げます。

さて、本県では令和5年7月に「兵庫県再犯防止推進計画」を策定し、関係機関の連携のもと、犯罪や非行をした人たちを社会復帰へつなぐための支援を推進することとしています。無職で保護観察を終了した場合の再犯率は有職者の約3倍に上ること、刑務所再入所者の約7割が再犯時に無職であることなどから、犯罪や非行をした人が社会の責任ある一員として再出発するためには、就労による安定した生活基盤の確保が非常に重要です。

本県では、兵庫県就労支援事業者機構に保護観察対象者等の雇用基盤の整備促進を委託しているほか、神戸保護観察所等と連携し、①ビジネス基礎をはじめ本人の能力・特性等に応じた研修プログラムと職場体験を提供し企業への就職をサポートする「保護観察対象者等就労支援プログラム事業」や、②刑務所出所者・保護観察対象者を初めて雇用する民間事業者に対して最大4ヶ月間の給与・研修費の一部を補助する「刑務所出所者等雇用導入促進事業」を実施し、刑務所出所者等の就労機会の拡大を図っています。

安定した生活基盤の確保には、本人の働く意欲・続ける努力に加えて、周囲の寄り添いや支え、見守りも欠かせません。刑務所出所者等の就労や職場定着の重要性について理解を深めていただく機会として、例年、本県と神戸保護観察所が共催している「更生保護就労支援シンポジウム」を、昨年は11月5日に開催しました。今回は「寄り添い、支え、見守る～誰もが再出発できる社会へ～」をテーマに、就労支援の現状や本人に寄り添う支援者の役割について活発な議論が交わされました。ご登壇いただいた方々、参加者の皆様に厚くお礼申し上げます。

今後も、神戸保護観察所や兵庫県就労支援事業者機構等の関係機関・団体と連携を密にしながら、刑務所出所者等の就労促進に努めてまいります。

引き続き、皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

～保護観察対象者等の口座開設支援について～

令和5年3月に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」において、「暴力団離脱者等の社会への復帰・定着を促進するため、預貯金口座の開設支援などの社会復帰に必要な社会環境・フォローアップ体制の充実を図る。」旨盛り込まれたところです。

同推進計画に盛り込まれた趣旨を踏まえ、暴力団離脱者のほか、過去の犯罪行為等により金融機関での口座開設ができない保護観察対象者等に対する社会復帰対策として口座開設に向けた支援を行うこととなりました。

前歴等により金融機関での口座開設を拒否されて

困っている保護観察対象者等から相談を受けた時は…

保護観察所による口座開設支援が受けられる場合があります。

○保護観察対象者等の口座開設支援とは？

前歴等により金融機関での口座開設を拒否されているものの、現に協力雇用主の下で就労し、社会復帰を目指し努力している保護観察対象者又は更生緊急保護対象者について、金融機関に対して、過去の前歴等だけでなく現在の状況を踏まえた口座開設の判断がなされるよう、保護観察所や協力雇用主から、保護観察等に係る事項や協力雇用主の下での就労状況などの情報を提供するものです。

●支援対象者の要件は？

- (1) 協力雇用主の下で就労していること。
- (2) 協力雇用主と保護観察対象者等が支援を受けることに同意していること。
- (3) 被害者のある犯罪をした保護観察対象者等については、被害者等から求められた弁償を済ませ、具体的な弁償の計画を立て、又は弁償の実行に努めていること。
などの要件をすべて満たす必要があります。

※注意事項

- (1) 口座開設の可否については、金融機関の判断によるものであるため、保護観察所が上記の支援を行っても協議に相当の期間を要する場合や、結果として口座開設が認められない場合もあります。
- (2) 保護観察対象者等が本支援を受ける場合、協力雇用主の皆様には、
 - ・口座開設の申込みのため保護観察官等とともに金融機関窓口へ同行いただくこと
 - ・保護観察対象者等が離職した場合、離職した事実とその理由等について金融機関に情報提供いただくことが必要になります。

⇒ 支援内容等について詳しく話を聞きたい方は
保護観察所までお問い合わせください。

印象に残っている支援対象者について



神戸公共職業安定所 専門援助第二部門
就職支援ナビゲーター 高島 庄一郎

ハローワークに勤務し5-6年経った感覚ですが気が付くと15年にもなりました。
その間特に印象に残っている支援対象者がお二人います。

A氏は他府県の刑務所を出所され、就職相談とのことで私のところに来られました。まずその風貌が丸刈りでもうすぐ秋なのに半袖シャツ・七分のズボンと運動靴に両手に大きな荷物を持っていました。

相談を始めると今、住むところが無く昨夜はJR灘駅近くの神戸市営の更正施設に泊まり朝食代わりに牛乳をもらい、灘から神戸まで徒歩で来られたとの事、更正施設は日中使用できないので自分の荷物を持って移動しているとの事。本人希望は『体力と気力はあるが手持ちが少ないので今日から働き日払いの日当がほしい、携帯は無いが今日、面接したい』との希望で長田・兵庫区内の協力雇用主に面接依頼をしましたが身元がはっきりしていない・携帯電話が無く本人と連絡が取れない等で当日採用してもらえない事業所がなく荷物を持って灘まで歩いて帰られました。その後、4日間同じ状態が続き5日目より来られなくなりました。日頃、協力雇用主の事業所よりハローワークに求人を出してもなかなか求人の紹介が無いとのクレームが有りますが採用が難しい方も多くいらっしゃいます。支援が十分にできず申し訳ないケースです。

次に今でも忘れられない事例が10年程前に保護観察所の相談依頼にて15歳の少年B君がお母さんと来られ無免許運転で数回補導され、現在は中学校を休学中との事。神戸市内の協力雇用主数社に面接依頼をしましたが、15歳では面接に至らず、求人対象を一般事業所に広げ、丁寧に事情を説明した結果、14社目に長田区内の工場に本人次第とのことで面接をして内定を頂きました。就職に際しB君と半年は辛抱して働くように約束をしました。そしてちょうど半年後お母さんとまた相談に来られ、半年働いたが自分には合わないので辞めたが、仕事をしながら色々考えた結果、高校への進学を決めたとの事。それから暫くしてほとんど忘れていたのですが、お母さんより電話があり、今回〇〇大学に入学したとの連絡がありました。私が紹介した事業所を半年で辞めたB君でしたが、私にとっては不思議な満足感があり、今でも時々元気に生活されているかと思うことがあります。

就労支援の主役は、協力雇用主！

(多様な職種の方のご参加をお待ちしています)

- ・ 支援対象者の前歴にこだわらず、一般の労働者と待遇面で差別をすることなく積極的に雇用するなどして、更生保護事業に協力していただく民間篤志事業家。事業所の所在地を管轄する保護観察所に登録していただいています。
- ・ 今すぐ雇用できない事業所も登録可能です。

神戸保護観察所 TEL : 078-351-4015

